

令和元年9月12日（木）

日程第38 議案第23号 市道路線の廃止について から、日程第40 議案第25号 市道路線の認定について までの3件

○議長（土井裕美子君）日程第38 議案第23号 市道路線の廃止について から、日程第40 議案第25号 市道路線の認定について までの3件を一括議題といたします。

これより3件一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第23号から議案第25号までの3件については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第41 議案第26号 橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第41 議案第26号 橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）本日、追加提案させていただきました議案についてご説明させていただきます。

議案第26号は、橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、先般、国土交通省

より指定工事店の指定について、標準の対応方針が示されたことから、これに沿った改正を行うものでございます。

以上、議案1件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）市長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号 橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終

りました。

お諮りいたします。

明9月13日から24日までの12日間は委員会
審査等のため休会とし、9月25日午前9時30分
から会議を開くことにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんの
で、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時52分 散会）